

## 第3回宮崎県最低賃金専門部会の開催について（公示）

宮崎労働局一般公示第8号

宮崎地方最低賃金審議会を次のとおり開催しますので、傍聴を希望される方は下記の申込要領によりお申込みください。

令和5年7月26日

宮崎労働局長

### 記

- 1 日時 令和5年8月10日(木) 午後1時30分から午後3時00分まで
- 2 場所 宮崎合同庁舎2階共用大会議室  
宮崎市橘通東3丁目1-22
- 3 議題
  - (1) 全国の結審状況について
  - (2) 金額提示
  - (3) 金額審議
- 4 傍聴者 5名まで
- 5 申込要領
  - (1) 傍聴希望者は、傍聴希望者ごとに、メールにて次の事項を明記してお申込みください。（電話でのお申込は御遠慮ください。）
    - ・第3回宮崎県最低賃金専門部会傍聴希望
    - ・お名前（ふりがな）
    - ・勤務先または所属団体
    - ・電話番号

申込締切日は、令和5年8月4日(金)17時00分です。（必着）

申込先 宮崎労働局労働基準部賃金室

メールアドレス：[chinginshitsu-miyazakikyoku@mhlw.go.jp](mailto:chinginshitsu-miyazakikyoku@mhlw.go.jp)

- (2) 希望者が5名を超えた場合には抽選を行います。そのため、傍聴できな

い場合もありますのでご了承ください。

抽選となった場合のみ、当落のご連絡を電子メール(申し込みいただいた時のメールアドレスに送付)に8月8日(火)  
 ) 17:00 までに御連絡いたします。

当日は「傍聴申込用紙(申し込みの送信メールをプリントアウトしたもの)」及び顔写真付き身分証明書(免許証、社員証等)をご持参いただき、入室の際に提示してください。

- (3) 当日は、審議会の開始 10 分前までにお越しください。  
 審議会の開始後の入室は認められませんのでご注意ください。

## 6 その他

- (1) 傍聴される場合には、別添の「傍聴に当たっての遵守事項」を厳守してください。
- (2) 車イスをお使いになられる方は、その旨お申込の際にお書き添えください。また、介助の方がいらっしゃる場合には、その方の氏名も併せてお書き添えください。
- (3) 令和5年度第3回宮崎地方最低賃金審議会最低賃金専門部会後に令和5年度第3回宮崎地方最低賃金審議会が開催される場合、公開される部分については引き続き傍聴できます。
- (4) 令和5年度第3回宮崎地方最低賃金審議会宮崎県最低賃金専門部会は、公労使三者が揃って議論を行う場についての傍聴は可能ですが、公益委員及び労働者側委員又は公益委員及び使用者側委員で個別に協議を行う場など、公労使三者が揃っていない場については傍聴ができません。個別の協議等の開始前に事務局より御案内いたしますので、審議会場より御退席願います。

なお、公労使三者が揃っての議論を再開する場合は傍聴が可能となりますので、再開後に傍聴を希望する方については、当日、受付簿に携帯電話の番号を記載していただければ再開時刻を事務局より御連絡いたします。

【担当】宮崎労働局労働基準部賃金室

電話 0985 ( 38 ) 8836